

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第130期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 文大

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記において行っています。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
03(6701)1200

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 藤原 純一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1070

【事務連絡者氏名】 経営企画室 I R・広報部長 中山 守弘

【縦覧に供する場所】 当社東京本社
(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)
当社大阪本社
(大阪市北区角田町8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第3四半期連結 累計期間	第130期 第3四半期連結 累計期間	第129期 第3四半期連結 会計期間	第130期 第3四半期連結 会計期間	第129期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高(百万円)	242,653	270,427	85,588	89,651	332,880
経常利益(百万円)	18,649	38,416	9,240	13,420	28,925
四半期(当期)純利益(百万円)	12,145	22,402	6,923	8,489	16,315
純資産額(百万円)			332,380	342,759	337,818
総資産額(百万円)			498,984	496,909	502,815
1株当たり純資産額(円)			945.24	974.11	961.24
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	34.88	64.35	19.88	24.38	46.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	34.85	64.23	19.86	24.33	46.81
自己資本比率(%)			66.0	68.3	66.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	57,599	47,095			80,538
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	93,784	27,740			107,525
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,908	18,377			2,792
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)			14,848	71,730	16,412
従業員数(人)			6,776	6,561	6,630

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税および地方消費税は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	6,561(821)
---------	------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載していません。

2. 臨時従業員には、季節工およびパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	2,957
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ(当社および連結子会社)の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品が多く、セグメントごとに生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注および販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連付けて示しています。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)の経営環境は、中国をはじめとする新興国経済の好調さに加え、欧米の景気も徐々に回復に向かったことにより、当社グループが取り扱う製品の需要が次第に拡大してきました。

この結果、売上高は89,651百万円(前年同期比4.7%増)、営業利益は14,042百万円(同43.5%増)、経常利益は13,420百万円(同45.2%増)、四半期純利益は8,489百万円(同22.6%増)と増収・増益となりました。

前年同期と比較したセグメント別の状況は以下のとおりです。なお、当社の海外子会社の当第3四半期連結会計期間は平成22年7月1日～平成22年9月30日となっています。

また、当年度は「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の導入初年度であるため、下記「セグメント別の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

セグメント別の状況

a. 樹脂

売上高は35,778百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益は12,665百万円（同20.4%増）となりました。

- ・ポバール樹脂は、中国を含むアジア市場および欧州市場が堅調でした。光学用ポバールフィルムは、全体的には旺盛な液晶テレビ需要を背景に伸長しました。PVBフィルムは、欧州の建築市場などで順調に需要が回復しました。
- ・EVOH樹脂<エパール>は、アジアおよび欧米で自動車用途、食品包装用途を中心に一層の伸びを示しました。

b. 化学品

売上高は18,720百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益は2,523百万円（同106.1%増）となりました。

- ・メタクリル樹脂は、成形材料およびシートともに堅調に推移しました。
- ・イソプレンは、熱可塑性エラストマー<セプトン>がアジア、欧米で堅調に推移し、化学品・ファインケミカルも国内・アジアを中心に販売が拡大しました。
- ・メディカルは、歯科材料が堅調に推移しました。
- ・耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、コネクタ用途等が堅調に推移しました。

c. 繊維

売上高は14,926百万円（前年同期比0.5%増）、営業損失は212百万円（前年同期は365百万円の損失）となりました。

- ・ビニロンは、自動車用ブレーキホース用途、一次電池セパレータ用途の需要が拡大しました。
- ・人工皮革<クラリーノ>は、既存品および環境対応型の新プロセス品が靴用途などで販売が拡大しました。
- ・不織布<クラフレックス>は、カウンタークロス、産業用マスクなどが停滞しました。面ファスナー<マジックテープ>は産業資材、メディカルが堅調に推移しました。

d. トレーディング

売上高は28,030百万円（前年同期比12.1%増）、営業利益は842百万円（同60.3%増）となりました。

- ・衣料分野は、ユニフォームやスポーツ用途を中心に販売が順調に拡大しました。
- ・資材分野は、メディカル関連、靴用資材、産業資材が販売を伸ばしました。
- ・樹脂・化学品・化成品事業は、溶剤などの化学品、工業膜、加工事業が順調に拡大しました。

e. その他

売上高は14,611百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は1,399百万円（同29.4%増）となりました。

- ・活性炭はキャパシタ（蓄電装置）、浄水器用途等で堅調に推移しました。それ以外の事業は徐々に回復しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益13,499百万円、減価償却費8,461百万円、売上債権の減少2,108百万円などの収入に対し、たな卸資産の増加5,088百万円、法人税等の支払額3,235百万円などの支出で、営業活動によるキャッシュ・フローは15,529百万円の収入となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形・無形固定資産の取得4,499百万円などの支出に対し、有価証券の減少による15,983百万円の収入、定期預金の減少による8,818百万円の収入等で、投資活動によるキャッシュ・フローは19,425百万円の収入となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払4,526百万円、短期借入金の返済1,784百万円などの支出で、財務活動によるキャッシュ・フローは6,537百万円の支出となりました。

以上から、当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、合計で28,417百万円の収入となり、その結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末より28,241百万円増加して71,730百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

<株式会社の支配に関する基本方針>

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まっています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 . に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス(中核的な競争優位性)は、高分子化学、合成化学および繊維工学ならびにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品など、多くの事業分野で世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事业の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追隨を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

このことから、当社は、昭和59年以降、中期経営計画の策定・実施を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、平成18年度より、将来あるべき企業像を表現した「10年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた平成18年度～平成20年度の3ヵ年計画として中期経営計画「GS-21」に取り組み、以下の諸施策を実施してまいりました。なお、「GS-21」の詳細については、当社の平成18年3月16日付のニュースリリース「新中期経営計画『GS-21』」(<http://www.kuraray.co.jp/release/2006/pdf/060316.pdf>)をご参照ください。

基幹素材事業における競争力の質的向上とグローバルな拡大

ポパール樹脂事業のアジア拠点の確立(合弁生産会社の持分取得による100%子会社化)、PVB事業の拡大とグループシナジーの追求(欧州生産拠点の設備増強、他社の知的財産権の取得、PVB事業部の新設)、光学用ポパールフィルム(液晶ディスプレイ向け)、ピニロン繊維(アスベスト代替セメント補強材向け)の設備増強および増産等を実施しました。

新成長領域の拡大に向けた経営資源の重点投入

アクアビジネスの世界的拡大を睨んだアクア事業推進本部の新設および水処理事業合弁会社の設立、耐熱性エンジニアリング・プラスチックの市場拡大・設備増強、歯科材料事業のグローバル基盤の拡大、人工皮革・不織布の新プロセスの開発と事業化、新エネルギー(太陽光発電・燃料電池等)分野に向けた材料開発を実施しました。

競争劣位にある事業の再編整理

オプトスクリーン事業・リナロール系香料事業からの撤退、アクリルキャスト板事業の国内生産の停止、および、人工透析膜事業の外部移管を実施しました。

グローバル企業としての経営体制の確立

社外取締役(2名)選任によるガバナンス向上、海外子会社社長の当社執行役員への登用、開発・技術を一元的に統括するCTO(Chief Technology Officer、技術最高責任者)の設置、欧米拠点の統合による地域統括会社の設立、インド子会社および北欧子会社の新設、グローバル人材育成プログラムの導入等を実施しました。

これらの諸施策を通じて、最終平成20年度には売上高4,500億円、営業利益500億円、ROA(総資産営業利益率)9%、ROE(株主資本当期純利益率)7%の収益構造を確立することを目指しました。2年度目の平成19年度には、ROA・ROEの目標指標を1年前倒しで達成する等、所期の収益構造にほぼ到達しました。しかし、平成20年度後半から世界的な経済危機の影響を大きく受けたことにより、最終的に目標指標を達成することはできませんでした。「GS-21」の諸施策により当社の体質強化は進みましたが、現在の経済危機を克服するためには、さらに抜本的な収益構造の回復・向上策が必要であると認識しています。

平成21年度より実施する「GS-Twins」(平成21年度～平成23年度)は、世界的な経済危機の影響により大きく損なわれた収益構造を3年間で回復させ、「10年企業ビジョン」に描いた存在感あるスペシャリティ化学企業への新たな成長に踏み出すためのアクションプランです。「GS-Twins」では、以下の諸施策に取り組むこととしております。なお、「GS-Twins」の詳細については、当社の平成21年4月30日付のニュースリリース「中期アクションプラン『GS-Twins』の策定・実施について」(http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430_3.pdf)をご参照ください。

収益構造の改善

- ・事業ポートフォリオの継続的改善(不採算分野の縮小・撤退)
- ・設備投資の効率的運営(投資案件の厳選等)
- ・キャッシュフローの改善(在庫圧縮等)
- ・経費圧縮の徹底(固定費削減)による損益分岐点比率の改善
- ・組織のスリム化・人員の適正化

新事業の創出・拡大

市場成長力が高く、当社の技術ポテンシャルが発揮できる重点領域へ経営資源を投入し、環境指向型ビジネスの創出を目指します。

- ・環境領域 : アクアビジネス --- 排水処理・リサイクル、有価物回収、バラスト水
- ・エネルギー領域 : 新エネルギー --- 太陽エネルギー(太陽電池パネル封止材等)
水素エネルギー(燃料電池材料等)
- ・光学・電子領域 : LED部材、照明部材、透明導電膜等

コア事業の世界戦略の加速

世界的に競争力のある酢酸ビニル系をはじめとする基幹素材事業において、M&A、新興経済圏市場の展開加速、未開拓の既存市場の攻略等によりさらなる地域的拡大を目指します。

当社グループは上記諸施策の3カ年にわたる実施を通じて、最終年度の平成23年度には「GS-21」で目指した収益構造に回帰し、「10年企業ビジョン」に示した持続的成長へつなげたいと考えています。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記 1. に記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記 1. に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役および業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。また、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員(任期1年)はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位につき、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち1名(議長)は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は30%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、平成14年度の9円から平成20年度の22円へと拡大しました。さらに、中期経営計画「GS-21」(平成18年度～平成20年度)においては、3年間の配当と自己株式取得をあわせた株主還元率70%を目標として資本効率の向上を目指してきました。3カ年の実績は配当性向36%、株主還元率86%となります。

平成20年度後半からの世界的な経済危機下で、当社の収益構造は大きく損なわれましたが、当社は、上記1. のとおり、これを早期に回復する取組みとして、アクションプラン「GS-Twins」を3年間で実施しています。この期間における利益配分として、連結当期純利益に対する配当性向30%以上を継続する方針です。

今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

[次へ](#)

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、おおむね以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)の導入を決定し、また、本プランは、上記当社定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。なお、本プランは、上記取締役会において社外取締役2名を含む全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しました。本プランの詳細については、当社のウェブサイト(<http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430.pdf>)をご参照ください。

1. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の もしくは に該当する行為またはこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。)がなされまたはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

() 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

大量買付者の氏名または名称および住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要

大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大量買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡または重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

大量買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

大量買付ルールを遵守する旨の誓約

() 大量買付情報の提供

大量買付者には、上記()の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、上記()の意向表明書受領後10営業日(初日不算入とします。)以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「大量買付情報リスト」といいます。)を、上記()の国内連絡先宛に発送します。

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的に合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部または一部を株主の皆様にご公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、株主の皆様にご公表いたします。

()使用言語

上記()の意向表明書の提出および上記()の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記 または に定める期間(いずれの場合も初日不算入とします。)の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長60日

その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成または株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会(下記 2 . (1) をご参照ください、以下同じです。)に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要なと認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間(初日不算入とします。)とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

(4) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

() 対抗措置発動の条件

(ア) 大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記()をご参照ください。)を発動することができるものとします。

かかる場合、下記 2 . (1) () に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記()をご参照ください。)を発動することがあります。

かかる場合、下記2.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(ウ)株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとします。

()対抗措置の内容

当社取締役会は、上記()(ア)または(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行いました。

2. 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

()特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。)が、その判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、青本健作氏、塩谷隆英氏、小野寺弘夫氏、および藤本美枝氏の合計4名が就任しました。

()対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。但し、上記1.(4)()に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

()特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

()本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

()対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記1.(4)()に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての充分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、および対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとします。

(4) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えら

れる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記 または の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止または撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、平成24年に開催される当社第131回定時株主総会の終結時までとします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社取締役会は、基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、平成22年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(4)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回をした場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

・上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記 . の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利

益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

．上記 ．の取組みについての取締役会の判断

上記 ．の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記 ．の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記 ．の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 ．の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記 ．の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 ．の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。したがって、上記 ．の取組みは上記 ．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発の金額は、3,958百万円です。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	382,863,603	382,863,603		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	479
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 825
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 825 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要するものとする。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(注)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチックス株式会社、クラレ不動産株式会社(平成22年7月クラレテクノ株式会社と合併)、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、Kuraray America, Inc.、Eval Company of America(平成20年1月 Kuraray America, Inc.と合併)、Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V.およびKuraray Specialities Europe GmbH(平成18年9月Kuraray Europe GmbHと合併)の12社をいいます。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,461
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 918
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月27日 至 平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法第238条第1項、第2項および第240条第1項に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年5月16日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	52
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月6日 至 平成34年6月5日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,319 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成34年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

平成20年5月20日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成20年6月11日 至平成35年6月10日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成35年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

平成21年5月19日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月10日 至 平成36年6月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 948 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成36年5月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

平成22年5月19日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月10日 至 平成37年6月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,055 資本組入額 528
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年5月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成22年6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,149
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,074,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,078
新株予約権の行使期間	自 平成24年6月25日 至 平成32年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 発行価格 1,078 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社または当社子会社の役員、執行役員、相談役、常勤顧問または従業員であることを要するものとする。ただし、当社の役員、執行役員もしくは理事または当社の主要子会社(クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレテクノ株式会社、Kuraray America, Inc., Kuraray Europe GmbHおよびEVAL Europe N.V.の8社をいう。)の社長の地位にあった者については、退任後においても行使することができることとする。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		382,863,603		88,955		87,098

(6) 【大株主の状況】

平成22年10月20日付でブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者であるグループ会社9社から連名で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成22年10月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、第3四半期会計期間末日付の株主名簿を作成していないことから、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりです。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	9,247	2.42
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,980	1.04
ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	英国 ロンドン市 キングウィリアム・ストリート33	2,781	0.73
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	2,234	0.58
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビュー パークウェイ100	2,143	0.56
ブラックロック・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア国 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー ジョージ・ストリート225	851	0.22
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク大公国 セニンガーパルク L-2633 ルート・ドゥ・トレベ6D	747	0.20
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	582	0.15
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	英国 ロンドン市 キングウィリアム・ストリート33	460	0.12
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プレインズボロー スカダーズ・ミルロード800	384	0.10
合計		23,412	6.12

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,681,500		
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 347,706,700	3,477,067	
単元未満株式	普通株式 475,403		1単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603		
総株主の議決権		3,477,067	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれています。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621番地	34,681,500		34,681,500	9.06
計		34,681,500		34,681,500	9.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	平成22年 5月	平成22年 6月	平成22年 7月	平成22年 8月	平成22年 9月	平成22年 10月	平成22年 11月	平成22年 12月
最高(円)	1,279	1,224	1,163	1,134	1,118	1,102	1,154	1,190	1,218
最低(円)	1,151	1,070	1,033	1,010	926	947	1,049	1,123	1,148

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりです。

(1) 役職の異動

新役名および職名		旧役名および職名		氏名	異動年月日
役名	職名	役名	職名		
取締役 (専務執行役員)	開発・技術統括管 掌、技術部門管掌	取締役 (専務執行役員)	開発・技術統括管 掌、技術部門管掌、 ルミナス事業推進 部管掌	蜷川 洋一	平成23年1月1日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,661	28,991
受取手形及び売掛金	77,529	75,923
有価証券	88,991	73,978
商品及び製品	41,550	38,829
仕掛品	8,558	8,044
原材料及び貯蔵品	12,174	10,972
繰延税金資産	4,920	5,824
その他	7,125	7,366
貸倒引当金	661	604
流動資産合計	266,849	249,326
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2 34,150	2 34,880
機械装置及び運搬具(純額)	2 85,051	2 96,170
土地	2 18,024	2 18,230
建設仮勘定	8,581	11,560
その他(純額)	2 2,703	2 2,867
有形固定資産合計	1 148,510	1 163,709
無形固定資産		
のれん	14,108	17,941
その他	3,068	3,848
無形固定資産合計	17,176	21,790
投資その他の資産		
投資有価証券	47,142	49,006
長期貸付金	1,287	1,279
繰延税金資産	5,021	6,570
前払年金費用	6,354	6,666
その他	4,912	4,999
貸倒引当金	347	532
投資その他の資産合計	64,371	67,989
固定資産合計	230,059	253,489
資産合計	496,909	502,815

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,778	27,235
短期借入金	8,384	12,158
コマーシャル・ペーパー	-	6,000
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払法人税等	7,329	6,038
賞与引当金	3,837	6,129
その他の引当金	3	138
その他	17,144	18,850
流動負債合計	76,476	76,550
固定負債		
社債	-	10,000
長期借入金	45,033	46,502
繰延税金負債	4,936	5,524
退職給付引当金	14,654	14,248
役員退職慰労引当金	146	167
環境対策引当金	1,126	1,275
資産除去債務	2,326	-
その他	9,450	10,727
固定負債合計	77,673	88,446
負債合計	154,150	164,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,162	87,192
利益剰余金	219,162	204,070
自己株式	40,921	41,068
株主資本合計	354,358	339,150
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,568	3,767
繰延ヘッジ損益	20	103
為替換算調整勘定	17,722	8,230
評価・換算差額等合計	15,174	4,566
新株予約権	430	186
少数株主持分	3,144	3,048
純資産合計	342,759	337,818
負債純資産合計	496,909	502,815

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	242,653	270,427
売上原価	175,083	181,475
売上総利益	67,569	88,951
販売費及び一般管理費		
販売費	12,518	13,625
一般管理費	35,474	35,779
販売費及び一般管理費合計	47,993	49,405
営業利益	19,576	39,546
営業外収益		
受取利息	304	287
受取配当金	1,106	1,070
持分法による投資利益	52	29
その他	792	686
営業外収益合計	2,254	2,073
営業外費用		
支払利息	1,052	861
その他	2,128	2,341
営業外費用合計	3,181	3,203
経常利益	18,649	38,416
特別利益		
事業譲渡益	657	-
特別利益合計	657	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,548
投資有価証券評価損	177	525
固定資産廃棄損	-	219
構造改善特別損失	1,115	206
減損損失	618	-
特別損失合計	1,911	2,499
税金等調整前四半期純利益	17,395	35,916
法人税、住民税及び事業税	5,840	10,805
法人税等調整額	676	2,600
法人税等合計	5,164	13,406
少数株主損益調整前四半期純利益	-	22,510
少数株主利益	86	107
四半期純利益	12,145	22,402

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	85,588	89,651
売上原価	59,650	59,542
売上総利益	25,937	30,109
販売費及び一般管理費		
販売費	4,339	4,291
一般管理費	11,810	11,774
販売費及び一般管理費合計	16,149	16,066
営業利益	9,787	14,042
営業外収益		
受取利息	114	79
受取配当金	144	152
持分法による投資利益	43	16
その他	172	177
営業外収益合計	473	425
営業外費用		
支払利息	346	274
出向者労務費差額負担	229	230
為替差損	-	221
その他	445	320
営業外費用合計	1,021	1,047
経常利益	9,240	13,420
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	-	102
事業譲渡益	657	-
特別利益合計	657	102
特別損失		
構造改善特別損失	82	23
減損損失	558	-
投資有価証券評価損	4	-
特別損失合計	645	23
税金等調整前四半期純利益	9,253	13,499
法人税、住民税及び事業税	2,976	1,961
法人税等調整額	694	3,016
法人税等合計	2,281	4,978
少数株主損益調整前四半期純利益	-	8,521
少数株主利益	47	31
四半期純利益	6,923	8,489

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	17,395	35,916
減価償却費	26,698	24,756
固定資産廃棄損	-	219
減損損失	618	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,548
投資有価証券評価損	177	525
事業譲渡損益(は益)	657	-
売上債権の増減額(は増加)	8,049	3,446
たな卸資産の増減額(は増加)	13,503	6,735
仕入債務の増減額(は減少)	4,108	3,539
その他	2,782	496
小計	56,576	55,827
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	589	9,242
その他	433	510
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,599	47,095
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	12,882	9,652
有価証券の純増減額(は増加)	62,963	32,980
有形及び無形固定資産の取得による支出	17,414	13,512
投資有価証券の取得による支出	580	374
その他	57	1,004
投資活動によるキャッシュ・フロー	93,784	27,740
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	5,443	218
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	5,000	6,000
長期借入れによる収入	12,000	-
長期借入金の返済による支出	-	4,645
配当金の支払額	6,267	7,310
その他	379	202
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,908	18,377
現金及び現金同等物に係る換算差額	33	1,141
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,309	55,317
現金及び現金同等物の期首残高	46,157	16,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,848	71,730

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 クラレ不動産株式会社は第2四半期連結会計期間において連結子会社であるクラレテクノ株式会社と合併したため、連結の範囲から除外しています。 (2) 変更後の連結子会社の数 32社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(持分法適用関連会社) (1) 持分法適用関連会社の変更 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であったヒカリシューズ(株)は、平成21年5月に解散を決議し、特別清算を申立しましたが、平成22年6月に開催した債権者集会で決議された協定案について、平成22年7月に裁判所による協定認可が確定したことに伴い、当社が影響力をおよぼすことがなくなったことから、持分法適用の範囲から除外しています。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は、1,550百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、1,564百万円です。 前第3四半期連結累計期間まで固定負債の「その他」に含めて表示していた在外子会社の資産除去債務は、開示の明瞭性を高めるため、第1四半期連結会計期間から「資産除去債務」に含めて表示しています。なお、前連結会計年度における当該金額は812百万円です。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	1. 前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしています。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は47百万円です。 2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
重要性が乏しい連結会社における簡便な会計処理	連結財務諸表における重要性が乏しい一部の連結子会社は、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社および連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 499,934百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 486,188百万円
2.有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額	2.有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額
建物及び構築物 2,026百万円	建物及び構築物 2,019百万円
(うち当第3四半期連結累計期間控除 6百万円)	(うち当連結会計年度控除 27百万円)
機械装置及び運搬具 925百万円	機械装置及び運搬具 925百万円
(うち当第3四半期連結累計期間控除 2百万円)	(うち当連結会計年度控除 209百万円)
土地 1,257百万円	土地 1,257百万円
その他 36百万円	その他 36百万円
	(うち当連結会計年度控除 0百万円)
3.保証債務	3.保証債務
連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。	連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。
社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 1,841百万円	社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 1,939百万円
可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 61百万円	可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 68百万円
(うち外貨建2社 RMB 5,000千)	(うち外貨建2社 RMB 5,000千)
計 1,902百万円	計 2,008百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。
運賃及び保管料 8,400百万円	運賃及び保管料 9,273百万円
研究開発費 10,398	研究開発費 10,988
給料等 9,054	給料等 8,702
賞与引当金繰入額 2,328	賞与引当金繰入額 2,770
退職給付費用 750	退職給付費用 772
前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。
運賃及び保管料 3,049百万円	運賃及び保管料 3,122百万円
研究開発費 3,560	研究開発費 3,708
給料等 2,877	給料等 2,726
賞与引当金繰入額 793	賞与引当金繰入額 897
退職給付費用 259	退職給付費用 236

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 28,600百万円	現金及び預金勘定 26,661百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 13,752百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 3,927百万円
現金及び現金同等物 14,848百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 48,996百万円
	現金及び現金同等物 71,730百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 382,863千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 34,665千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 430 百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,784	8.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	4,526	13.00	平成22年 9月30日	平成22年 12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 当第3四半期連結累計期間において株主資本の金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日) (百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	52,630	20,171	12,786	85,588		85,588
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	45	158	1,871	2,075	(2,075)	
計	52,675	20,329	14,658	87,663	(2,075)	85,588
営業利益又は営業損失()	12,406	58	897	13,245	(3,457)	9,787

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日) (百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	147,688	58,745	36,218	242,653		242,653
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	124	362	5,203	5,690	(5,690)	
計	147,813	59,108	41,421	248,343	(5,690)	242,653
営業利益又は営業損失()	29,188	1,312	2,441	30,317	(10,741)	19,576

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっています。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品・樹脂.....ポパール樹脂・フィルム、PVB樹脂・フィルム、エチレンビニルアルコール樹脂<エパール>、イソプレン、ファインケミカル、メタクリル樹脂、樹脂加工品他
- (2) 繊維.....ビニロン、人工皮革<クラリーノ>、乾式不織布<クラフレックス>、面ファスナー<マジックテープ>、ポリエステル、テキスタイル他
- (3) 機能材料・メディカル他.....メディカル製品、機能材料、活性炭、高機能膜、エンジニアリング他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日) (百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	60,408	5,738	15,023	4,417	85,588		85,588
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,941	873	815	451	8,082	(8,082)	
計	66,350	6,612	15,838	4,868	93,670	(8,082)	85,588
営業利益	11,522	501	921	122	13,068	(3,281)	9,787

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日) (百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	173,312	16,318	41,172	11,850	242,653		242,653
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	15,852	2,589	1,877	1,062	21,381	(21,381)	
計	189,164	18,907	43,049	12,912	264,034	(21,381)	242,653
営業利益	27,726	1,080	1,482	51	30,341	(10,765)	19,576

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジアに区分しています。

2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次のとおりです。

- (1) 北米.....アメリカ
(2) 欧州.....ドイツ、ベルギー
(3) アジア.....シンガポール、香港、中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の 地域	計
海外売上高(百万円)	5,326	15,855	17,946	2,068	41,198
連結売上高(百万円)					85,588
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	6.2	18.5	21.0	2.4	48.1

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の 地域	計
海外売上高(百万円)	15,373	43,688	50,837	5,629	115,529
連結売上高(百万円)					242,653
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	6.3	18.0	21.0	2.3	47.6

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジア、その他に区分しています。

2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次のとおりです。

- (1) 北米.....アメリカ、カナダ
(2) 欧州.....ドイツ、イギリス
(3) アジア.....韓国、中国
(4) その他.....中南米地域、アフリカ地域

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、カンパニー制を導入しており、各カンパニーは、取り扱う製品等について国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。また、子会社のうち、クラレトレーディングは、クラレグループ製品の加工販売や他社製品の取り扱いを含め、独自に企画・販売する事業を主体的に行っています。

したがって、当社は、カンパニーを基礎とした製品別のセグメントと、トレーディングセグメントで構成されており、「樹脂」、「化学品」、「繊維」および「トレーディング」の4つを報告セグメントとしています。

「樹脂」は、ポパール、PVB、<エパール>等の機能樹脂、フィルムを生産・販売しています。「化学品」はメタクリル樹脂、イソプレン関連製品、<ジェネスタ>、メディカル関連製品を生産・販売しています。「繊維」は、合成繊維、人工皮革、不織布等を生産・販売しています。「トレーディング」は、合成繊維、人工皮革等を加工・販売している他、その他のクラレグループ製品および他社製品の企画・販売を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	樹脂	化学品	繊維	トレー ディング	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	87,647	35,063	31,574	83,421	237,707	32,720	270,427	-	270,427
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22,946	21,152	13,932	2,465	60,497	9,359	69,856	69,856	-
計	110,594	56,215	45,507	85,887	298,204	42,079	340,284	69,856	270,427
セグメント利益 又は損失	37,904	5,941	128	2,348	46,067	3,807	49,875	10,329	39,546

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	樹脂	化学品	繊維	トレー ディング	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	28,707	11,847	10,509	27,253	78,317	11,334	89,651	-	89,651
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,071	6,873	4,416	777	19,139	3,276	22,416	22,416	-
計	35,778	18,720	14,926	28,030	97,456	14,611	112,068	22,416	89,651
セグメント利益 又は損失	12,665	2,523	212	842	15,817	1,399	17,217	3,174	14,042

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭、アクア事業、エンジニアリング等を含んでいます。
- 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。
- 3 利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額および当該差額の主な内容に関する事項
(当第3四半期連結累計期間)
セグメント利益の調整額 10,329百万円には、セグメント間取引消去201百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 10,530百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。
(当第3四半期連結会計期間)
セグメント利益の調整額 3,174百万円には、セグメント間取引消去30百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,205百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。
- 4 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。これにより、各セグメントに与える影響は軽微です。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	株式会社クラレ
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役等26名 当社従業員3,924名、 当社子会社取締役・従業員等2,009名
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 4,074,500
付与日	平成22年10月1日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成22年10月1日～平成24年6月24日
権利行使期間	平成24年6月25日～平成32年6月24日
権利行使価格(円)	1,078
付与日における公正な評価単価(円)	247

- (注) 権利行使時において、当社または当社子会社の役員、執行役員、相談役、常勤顧問または従業員であることを要するものとする。ただし、当社の役員、執行役員もしくは理事または当社の主要子会社(クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレテクノ株式会社、Kuraray America, Inc.、Kuraray Europe GmbHおよびEVAL Europe N.V.の8社をいう。)の社長の地位にあった者については、退任後においても行使することができることとする。
その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとする。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	974.11円	1株当たり純資産額	961.24円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	34.88円	1株当たり四半期純利益金額	64.35円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.85円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	64.23円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	12,145	22,402
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	12,145	22,402
期中平均株式数(千株)	348,214	348,153
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	336	660
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	19.88円	1株当たり四半期純利益金額	24.38円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19.86円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	24.33円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	6,923	8,489
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,923	8,489
期中平均株式数(千株)	348,217	348,190
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	378	752
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

クラレメディカル株式会社(以下、クラレメディカル)を100%子会社に持つ株式会社クラレ(以下、クラレ)と株式会社ノリタケデンタルサプライ(以下、ノリタケデンタル)を100%子会社に持つ株式会社ノリタケカンパニーリミテド(以下、ノリタケ)は、開発・製造・販売にわたる協力関係の構築によりシナジー効果を発現し、国内ならびにグローバル市場において存在感を高めることを目指し、平成23年1月28日、両子会社の歯科材料事業を統合することについて基本合意しました。

本基本合意にもとづき、平成23年4月1日に、クラレ、ノリタケの両社が共同出資の持株会社を設立し、クラレメディカルとノリタケデンタルを持株会社の100%子会社とします。持株会社の下で両子会社の歯科材料事業の提携を進め、平成24年4月1日を目標として持株会社、クラレメディカル、ノリタケデンタルの3社を1社に統合する予定です。

1. 新たに設立する持株会社の概要

名称	クラレノリタケデンタル ホールディングス株式会社
事業内容	子会社の経営管理ならびに それに付帯する業務
資本金	5百万円
出資比率	クラレ66.7%、 ノリタケ33.3%
純資産	未定
総資産	未定

2. 異動する子会社の概要（平成22年3月31日現在）

名称	クラレメディカル	ノリタケデンタルサプライ
本店所在地	岡山県倉敷市酒津1621番地	名古屋市西区則武新町 三丁目1番36号
事業内容	歯科材料などのメディカル関連製品の開発・製造・販売	歯冠用セラミックス、歯科用石膏、CAD/CAM機器の開発・製造・販売
資本金	300百万円	80百万円

3. 当該会社の直近の業績（平成22年3月期）

（単位：百万円）

名称	クラレメディカル	ノリタケデンタルサプライ
純資産	6,715	981
総資産	10,677	1,246
売上高	5,898	2,715
営業利益	692	185

2 【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- （１） 中間配当による配当金の総額.....4,526百万円
- （２） 1株当たりの金額.....13円00銭
- （３） 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社クラレ
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 哲 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社クラレ
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 哲 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関し、会計処理基準に関する事項の変更として記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。